

2024年度

社会福祉士による

せいねんこうけんせいど

成年後見制度 についての 無料相談会

成年後見制度は「2つ」あります。将来、判断能力が不十分になった時に備えて、『後見人』をあらかじめ自分で決めておく「任意後見」と、すでに認知症・知的障害・精神障害などで、判断能力が不十分な人に、家庭裁判所が『後見人』を決めてくれる「法定後見」です。いずれも、大切な財産を管理してもらったり、医療や介護など、生活に必要なサービスの契約を代理してもらえる制度です。「自分でできることは自分でしたい…。」「できないところを手伝ってほしい…」ご本人の気持ちを大切にしながら、その人らしい暮らしができるようお手伝いするものです。このたび、実際に『後見人』になって活動している『社会福祉士』がご相談を承ります。どうぞお気軽にご利用くださいませ。この相談会は2010年7月より毎月1回開催しています。

◆ところ◆

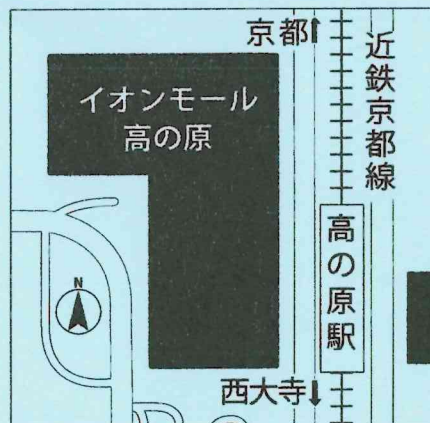
たかのほら
イオンモール 高の原

会場の詳細は 3階インフォメーション
(案内所)でおたずねくださいませ

近鉄京都線 「高の原」 駅前 (急行停車)

お問合せ・電話 090-4498-4689 (担当 たかしま 高嶋)

※ お電話でのご予約・ご相談はできません



◆とき◆

※ お1人 (1組) さま 40分程度・相談料無料・予約不要

令和 6年	4月6日 (土)	5月4日 (土)	6月1日 (土)	毎月第1土曜日 午前10時~午後3時30分 (午後0時~1時は休憩)
	7月6日 (土)	8月3日 (土)	9月7日 (土)	
	10月5日 (土)	11月2日 (土)	12月7日 (土)	
令和 7年	1月4日 (土)	2月1日 (土)	3月1日 (土)	

けんりょうご
京都社会福祉士会・権利擁護センター ぱあとなあ京都

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375 ハートピア京都 7階
TEL 075-585-5430 FAX 075-585-5431